

山口市営土地改良事業換地計画権利者会議要領

(目的)

第1条 この要領は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条の4において準用する法第52条第5項前段の規定により、市長が招集する会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の時間)

第2条 会議は、原則として午前9時から午後4時の間に開催するものとする。

ただし、特別の事情があるときは、時間を変更することができる。

(権利者の代理)

第3条 代理人は、入場の際に委任状を提出し、これと引換えに代理権を証する書面の交付を受けなければならない。

(議長の選出及び職務)

第4条 市長は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会を宣し、議長の選任を会議にはかるものとする。

2 議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。

ただし、法第52条第5項前段に掲げる者（以下「権利者」という。）の発言を不当に制限してはならない。

(議事録署名人)

第5条 議長は、議事の開始にあたり、会議の承認を得て議事録署名人2人を指名する。

(中途退場)

第6条 会議に出席した権利者は、会議中みだりに議場を退くことができない。

ただし、やむを得ない事由があるときは議長の許可を受けて退くことができる。

(議事)

第7条 議案は、議長が議題を宣告し提案者の説明、これに対する質疑討論及び採択の順により確定する。

(発言)

第8条 発言しようとする者は議長の承認を得なければならない。

2 発言は議題以外のことにわたってはならない。

(動議)

第9条 会議に出席した権利者は、議事の進行を妨げない限り出席権利者総数の10分の1以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

- 2 前項の動議が提出されたときは、議長はこれを議案として付議すべきかどうかを会議にはからなければならない。
- 3 第1項の動議が議案の修正の動議である場合には、まず修正動議について採決する。ただし、修正動議が2以上あるときは、その趣旨が原案ともっとも異なるものから順次採決する。
- 4 動議を提出した者が、これを撤回しようとするときは、その動議に賛成した者の同意を得なければならない。

(議決方法)

第10条 採決は挙手、起立又は投票のいずれかの方法によるものとし、議長は会議にはかって決定する。この場合において代理人は代理権を証する書面を明示して採決に応じなければならない。

- 2 議長は、書面代理による議決を加えて採決の結果を宣言する。

(禁止行為)

第11条 会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。

- 2 会議中、権利者が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させることができる。

これに従わないときは、議長は当日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。